

資本金1円で起業した合同会社の登録義務付けへ

なぜ、登録義務化？

金融庁は、投資化保護に配慮し、資本金1円で設立された「合同会社」について、設立で出資を募る場合は登録を義務付ける決定を行いました。

会社を設立するというと電話やインターネット、SNS等で個人などに出資を募り、投資した資金が回収できなくなるという問題が相次いでいました。

早ければ今夏にも改正し、登録なしに出資を募った場合には裁判所に禁止命令を申し立てられるようになります。

合同会社ってなに？ 株式会社・合名会社・合資会社との違いは？

合同会社は2006年の会社法改正により新しく設けられた会社形態です。「出資者＝経営者」で、出資したすべての者（社員といいます）に会社の決定権があります。



合名会社と合資会社との違いは出資者の責任の範囲です。合同会社は「有限責任」・合名会社は「無限責任」・合資会社は「無限責任と有限責任」となっています。このことから、合同会社の出資者は株式会社と同じ「有限責任」であるといえます。

株式会社との大きな違いは、合同会社は出資者イコール経営者ということです。株式会社は株主総会で取締役を選任しますので、必ずしも出資者が経営者ではありません。従って、株式会社で株主イコール経営者の場合と、経営面での大きな違いはありません。

しかし、出資割合にかかわらず出資者全員が業務執行権を持つことや、株式会社と比べると知名度的に劣り、社会的な信用の面でのデメリットを感じる可能性もあります。また、出資者は業務執行権を持つため、資金調達のために出資者を増やすことが難しくなります。

デメリット解消のため、合同会社起業の数年後に株式会社への組織変更をする場合もあるようです。

合同会社は増加しています

前述の通り出資者イコール経営者の株式会社と大きく差がないことや、株式会社より設立費用が安い、また利益の分配方法を自由に決められるなどの理由から、スタートアップなど少人数での起業に繋がっています。合同会社は会社の運営を出資者の取り決めだけで決める制度で、取締役会や監査役会の設置義務がありません。起業による経済の活性化を目的としており、2021年の合同会社の新設数は前年比約11%増の約3万6千社と過去最多を更新しました。新しく設立された法人の約4社に1社を占めることとなります。